

報道関係各位

令和7年3月14日
独立行政法人日本スポーツ振興センター
スポーツ振興事業部

第1445回BIG1等当せん金(6億円)の未払戻について

昨年、熊本県熊本市で販売した第1445回BIGの1等当せん金(6億円)について、2025年3月14日(金)現在、払戻手続きが行われておらず、払戻期限が迫っています。払戻期限は2025年4月15日(火)で、現在、スポーツくじオフィシャルサイト(<https://www.toto-dream.com>)にてお知らせしておりますが、報道関係者各位におかれましても、お客様への周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

当せん状況は、スポーツくじオフィシャルサイト等からご確認いただけます。

なお、期限までに払戻が行われなかった当せん金の債権は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律第20条に基づき、時効によって消滅します。時効となった当せん金は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第22条に基づき、スポーツ振興投票に係る収益となり、スポーツ振興の財源となるほか、国庫に納付されます。

<概要>

開催回：第1445回(結果発表日 2024年4月14日(日))

くじ種：BIG(ビッグ)

当せん金：1等 600,000,000円(1口)

販売場所：酒ディスカウントチャレンジャー南高江店(熊本県熊本市)

払戻期限：2025年4月15日(火)

払戻方法：スポーツくじ取扱信用金庫にてお手続きください*

* 当せん金の受取時は、「対象スポーツくじチケット」、「運転免許証などの本人であることを証明できる確認書類」および「印鑑」が必要になります。

【参考】

○スポーツ振興投票の実施等に関する法律(抄)

(払戻金等の債権の時効)

第20条 払戻金等の債権は、これを行使することができる時から1年間行使しないときは、時効によって消滅する。

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法(抄)

(国庫納付金等)

第二十二条 センターは、政令で定めるところにより、投票法第二条に規定するスポーツ振興投票に係る毎事業年度の収益(当該事業年度の次に掲げる金額の合計額からスポーツ振興投票等業務に係る運営費の金額を控除した金額をいう。)の三分の一に相当する金額を、翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

一 投票法第十三条第一項に規定するスポーツ振興投票券の売上金額に一から同項に規定する政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た金額

二 投票法第十五条第二項の規定によりセンターの収入とされた金額

三 投票法第二十条の規定による債権の消滅に係る払戻金等の額

四 発売金額のうち次条の規定によりスポーツ振興投票等業務に係る経理について設けられた特別の勘定に属するものの管理により生じた運用利益金に相当する金額

2 センターは、前項に規定する収益から同項の規定により国庫に納付しなければならない金額を控除した金額を、翌事業年度以後の事業年度における投票法第二十一条第一項から第四項までに規定する業務の財源に充てるため、スポーツ振興投票事業準備金として整理しなければならない。この場合において、通則法第四十四条第一項の規定は、適用しない。